

令和2年 壱岐市議会定例会 9月 議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和2年9月10日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	4番 植村 圭司 5番 清水 修
日程第2	審議期間の決定	20日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 報告
日程第5	議案第51号	壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事請負契約の締結について
日程第6	議案第52号	1人1台端末整備事業におけるPC端末共同調達購入契約の締結について
日程第7	報告第9号	令和元年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について
日程第8	報告第10号	令和元年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について
日程第9	報告第11号	令和元年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況の報告について
日程第10	報告第12号	令和元年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について
日程第11	報告第13号	令和元年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について
日程第12	報告第14号	令和元年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について
日程第13	報告第15号	令和元年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第14	報告第16号	令和2年度壱岐市一般会計補正予算(第6号)の専決処分の報告について
日程第15	議案第53号	壱岐市税条例の一部改正について
日程第16	議案第54号	原の辻一支国王都復元公園条例の一部改正について
日程第17	議案第55号	令和2年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)

日程第18	議案第56号	令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長	説明
日程第19	議案第57号	令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長	説明
日程第20	議案第58号	令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長	説明
日程第21	議案第59号	令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	建設部長	説明
日程第22	議案第60号	令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）	農林水産部長	説明
日程第23	認定第1号	令和元年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課長	説明
日程第24	認定第2号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長	説明
日程第25	認定第3号	令和元年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長	説明
日程第26	認定第4号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長	説明
日程第27	認定第5号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長	説明
日程第28	認定第6号	令和元年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務部長	説明
日程第29	認定第7号	令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	農林水産部長	説明
日程第30	認定第8号	令和元年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	建設部長	説明
日程第31	要請第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	資料のとおり	
日程第32	要望第1号	市歌【壱岐・洋々】を電話の保留音で対応することを要望	資料のとおり	

---

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

---

出席議員（16名）

1番 中原 正博君	2番 山川 忠久君
3番 山内 豊君	4番 植村 圭司君
5番 清水 修君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	8番 音嶋 正吾君

9番	小金丸益明君	10番	町田 正一君
11番	鵜瀬 和博君	12番	中田 恭一君
13番	市山 繁君	14番	牧永 護君
15番	赤木 貴尚君	16番	豊坂 敏文君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	吉井 弘二君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	松本 俊幸君
監査委員	吉田 泰夫君		

---

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新報社ほか1名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和2年壱岐市議会定例会9月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番、植村圭司議員、5番、清水修議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

9月会議の審議期間につきましては、去る9月8日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議の結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

令和2年壱岐市議会定例会9月会議の審議期間の日程案につきましては、タブレットに配信のとおり、本日から9月29日までの20日間と申合せをいたしました。

なお、上程議案のうち議案第55号及び認定第1号については、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしく願いいたします。

本日は、議案第51号及び議案第52号について、委員会付託を省略し、審査をお願いいたします。

また、本定例会の審議期間中に追加議案5件が提出される予定になっておりますが、委員会付託を省略し、全員審査を予定いたしております。

円滑な運営に御協力賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

以上であります。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。

9月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月29日までの20日間としたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、9月会議の審議期間は本日から9月29日までの20日間と決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和2年壱岐市議会定例会9月会議に提出され受理した議案等は26件、要望等2件でありま

す。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いいたします。

次に、系統議長会であります。

7月28日に対馬市において開催された令和2年第1回長崎県離島振興市町村議会議長会臨時総会に出席をいたしました。

会議では、松浦市の議長異動報告の後、令和2年2月から令和2年7月までの会務報告及び令和元年度歳入歳出決算の報告が行われ、原案のとおり承認されました。また、令和3年度の臨時総会の開催地は壱岐市で開催されるように決定したところであります。

次に、全国離島振興市町村議会議長会令和2年度第1回総会及び全国民間空港所在都市議会協議会第96回定期総会については、新型コロナウイルスの関係で、書面会議で行われました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。詳しい資料につきましては、事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

次に、8月21日、長崎市において開催された長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会に、植村圭司議員が出席をされております。

次に、8月21日、長崎市において開催された長崎県病院企業団議会令和2年臨時会及び全員協議会に、久保田恒憲議員が出席をされております。

それぞれの会議の詳しい資料につきましても、事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

今定例会9月会議において、議案等説明のため、白川市長をはじめ教育委員会教育長、代表監査委員に説明員として出席を要請しておりますので、御了承をお願いします。

以上で、私からの報告を終わります。

---

#### **日程第4．行政報告**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、行政報告を行います。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。

行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和2年壱岐市議会定例会9月会議にあたり、前会議から本日までの市政の重要事項、及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、新型コロナウイルス感染症について、本市では4月6日以降、新たな感染者は確認さ

れておりませんでした。去る8月25日、本市で7例目となる感染者が判明いたしました。

当該感染者が医療関係者であったため、当初、病院内感染や通院の方への感染並びに市内医療体制への影響等が危惧されましたが、当該病院の日頃からの感染拡大防止対策をはじめ、迅速な情報公開、壱岐保健所を中心とする関係機関と連携した対応等により、感染拡大を防止することができました。

新型コロナウイルス感染症については、徐々にその特性が分かってくるとともに、国や県が示す感染防止対策が有効であることが証明されております。

本市では、水際対策をはじめ、関係機関との連携により一層の態勢整備を図ってまいります。市民皆様におかれましては、「新しい生活様式」の実践等、引き続き感染防止対策への御理解と御協力をお願いいたします。

さて、**再生可能エネルギーの導入促進**については、市民皆様の御理解の下、共に進んでいくことが重要であることから、去る7月3日に、市内の主要な民間団体等との協働により、壱岐市再生可能エネルギー導入促進期成会を設立いたしました。

本期成会は、水素利用をはじめとする再生可能エネルギーを安定的に活用するための様々なイノベーションに、積極的に関わることで、再エネの導入促進を図り、持続可能な脱炭素社会を構築することを目的としております。

当面は、全地球的な規模で早急な対策が求められる地球温暖化の危機的な状況について、会員自らが理解を深めるとともに、その必要性等について官民一体となった周知啓発等の活動を行いながら、再エネ導入促進に向けた全島的な機運の醸成に努めてまいります。

次に、市民皆様が主体となった協働のまちづくりの実現に向けて進めている、小学校区を単位とした**まちづくり協議会**の設立状況について、7月1日に那賀、7月7日に八幡、8月1日に渡良の3地域において、新たにまちづくり協議会が設立されました。

これにより全18校区中8地域でのまちづくり協議会が設立され、加えて沼津、志原、初山、勝本、鯨伏、芦辺の6地域においても近く協議会が設立の運びになると思われまます。

今後も、SDGs未来課及び地域担当職員を中心に、まちづくり協議会設立に向けた取組を推進してまいります。

**有人国境離島法の施策の重要な柱の1つである雇用機会拡充事業**については、3年間で創業10件、事業拡大72件、雇用創出数169人の実績となっております。本年度につきましては、2月と8月に2回の審査会を実施し、国の採択予定を含め創業2件、事業拡大26件、雇用創出予定数は52人となっております。

また、7月10日には、福岡市で2回目となる事業者説明会を開催いたしました。今回から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策も考慮いたしまして、オンラインでの参加を可能とし

たところ、22社39人の参加をいただきました。

今後、コロナ禍以降の社会情勢を見据えた、都市部の企業や人の地方移転及び地場産業の育成に係る取組を一層強化してまいります。

さて、本年は、5年に一度行われる**国勢調査**の年であります。令和2年10月1日現在で日本国内に住んでいる外国人を含む全ての人及び世帯を対象に行われます。

国勢調査の役割は、地域別の人口や産業就業者数などの統計を作成し、国や地方公共団体における各種行政施策の策定・推進をはじめ、国民や企業の活動にも幅広く活用されます。

調査に当たっては、新型コロナウイルス感染症の発生と感染拡大を防止し、市民皆様と調査員の安心、安全を確保した方法で行いますので、市民皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

次に、台風リスによる光ケーブルの断線被害については、平成29年度45件、平成30年度30件、令和元年度94件と年々増加し、被害にあった地域ではケーブルテレビやインターネット、IP電話が利用できなくなるなど、復旧するまでの間、利用者の皆様には大変御迷惑をおかけしております。

今回、本年度から指定管理者となった光ネットワーク株式会社から、台風リス駆除に対し限度額500万円を補助したい旨の申出がありましたので、壱岐地域鳥獣被害防止対策協議会と協議の結果、本年10月分以降の捕獲報奨金を、現在の1匹当たり700円に100円を加えて、支払うことといたしました。

今後も、台風リスの捕獲について、市民皆様の御協力をお願いいたします。

次に、**ITを活用した組織コミュニケーションの効率化に向けた取組**についてであります。現在、本市の行政組織は、各庁舎に各部署を配置した4庁舎分散方式により執務を行っておりますが、これまで、情報共有や決裁等の合意形成及び会議等において、庁舎間の移動や決裁文書の送達などに時間を要し、数分で終える内容も結果として数日を要する場合や事後報告となる場合があるなど、4庁舎分散方式の中でのコミュニケーションの効率化をどのように図っていくかが行政運営の課題の1つとなっております。

このような中、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、これまでの対面方式による会議等に代わって、ITを活用したウェブ会議などリモートによる方法が注目を浴びております。これまで、リモートコミュニケーションの手段として、メールや内部情報システムの活用、またタブレットの導入や電子決裁等ペーパーレスを図りながら、できる限りの迅速な情報伝達等に努めてまいりましたが、さらなる改善や取組の必要性を強く感じているところであります。

こうした中、自治体専用のビジネスチャットというITを活用することにより、インターネット等データ通信を活用し、職員の仕事の進捗状況について、職員間や職員と上司が意見交換や内容把握できる組織変革に取り組むことといたしました。

これらの取組を推進するにあたり、本年4月1日付で地域おこし企業人として、SDGs未来課に所属している中村駿介主幹はリクルートにおいてIT組織の開発を推進する取組を主導し大きな成果を上げていることから、本市の状況を理解した上で、ITを活用した組織変革の取組に積極的に関わってもらおうことといたしております。

今後、各部署が連携を図り、今まさにコロナ禍の中において取り組まなければならない組織コミュニケーションの効率化を、早急に進めてまいります。

**壱岐しごとサポートセンター**については、3月会議で御報告いたしましたとおり、本年8月末をもって閉所いたしました。平成29年8月の開所以来、多くの市民皆様に御活用いただき、誠にありがとうございました。

なお、清算人には代表理事眞鍋陽晃を選任し、備品等残余財産の帰属先は壱岐市、また解散の公告等に約2か月を要することから11月末の清算完了を予定いたしております。

次に、**災害復旧**についてでございますが、まず、**農地・農業用施設等災害**につきましては、復旧に向けて鋭意発注を進めております。

本年度に繰り越した平成30年災については、8月末現在、国庫補助金交付決定箇所全てが発注済みとなっております。令和元年災の33地区については、10地区の発注となっており、残りの箇所も、営農状況等を考慮し順次発注する予定といたしております。また、令和2年に発生した農地・農業用施設等災害については、今後、国の査定を受検し、早期復旧に努めてまいります。

また、今年発生した**公共土木施設災害復旧**工事については、道路13か所、河川3か所が被災しており、今後、国の査定を受け、早急に事務手続を進め、復旧工事に着手してまいります。

次に、**観光振興**についてであります。本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年1月から7月末までの乗降客数累計は21万1,964人、対前年比51.5%でありました。

また、本年度8月末現在の一支国博物館の入館者数については2万5,197人となっており、対前年比46.9%でありました。7月17日から開催されている開館10周年記念・第50回特別企画展・松永安左エ門生誕の地・壱岐「耳庵展」が好評ではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により入館者数は減少いたしております。

壱岐イルカパーク&リゾートの本年度8月末までの入園者数は9,477人、対前年度比40.3%でありました。こちらも新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けているところであります。

当施設は、リニューアルオープンから2年目を迎え、イルカの命を最優先とした「イルカファースト」を運営目標として掲げ、医療及び飼育管理のレベルアップに向けた取組を強化してお

ります。また、自立・自走化に向け、地方創生推進交付金の活用により、餌の保管・加工を行う調餌場、血液検査等を行う検査室を整備しているほか、収益をイルカだけに依存しない基盤づくりとして、カフェ、キャンプ、マリンアクティビティ並びに企業研修、テレワーク需要の獲得、豊かな自然環境を活用した商品開発に力を入れているところであります。

今後も、新型コロナウイルス感染防止に最大限注力しながら、専門学校や大学等との連携による関係人口の創出、旅行商品の開発、営業、情報発信等、新規観光客の獲得に努めてまいります。

皆様御承知のとおり、本年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、壱岐ウルトラマラソンをはじめ様々なイベントが中止・延期となっております。

大型客船については、過去最多となる6隻が入港予定でありましたが全て中止、来る9月21日に開催予定であった第4回目の博多ヨットクラブ主催の壱岐・福岡ヨットレースも中止決定となっており、さらには、壱岐の島に新春の訪れを告げる一大イベントとして定着しております壱岐の島新春マラソン大会の1年延期が実行委員会で決定されております。

また、本市の夏の風物詩である壱岐郷ノ浦祇園山笠も残念ながら来年に延期になったところではありますが、去る7月24日、八坂神社において、元居自治公民館、山笠振興会、盈科小学校、郷ノ浦中学校等の皆様の御協力をいただき、新型コロナウイルス感染症等の疫病退散、日々対応に当たられている医療従事者への感謝の気持ち、経済の早期復興等、様々な願いを込めたメッセージ入りのLEDキャンドル約1,500個により、ライトアップを実施したところであります。

一方、本市では、他自治体に先駆けて、島民向け「宿泊・バスツアーキャンペーン」、島外向けプレミアム付宿泊券を企画・実施したことにより、コロナ禍の大変厳しい状況の中、7月22日から実施されている国の大型観光需要喚起施策であるG・O・T・Oトラベルキャンペーンまで切れ目なく観光振興施策をつなげることができたものと判断しております。

G・O・T・Oトラベルキャンペーンに向けた感染防止対策の整備・充実については、それぞれの施設において、国が示している業種別感染防止ガイドラインに基づいた対策を実施いただいているほか、市といたしましても、宿泊施設への現地確認を行い、不足する設備等については、長崎県新しい生活様式対応支援補助金の活用による整備推進を実施したところであります。また、宿泊施設・飲食業向け研修会開催による啓発、施設掲示用チラシ配布等の実施により、確実に感染対策のスキルアップが図られているものと考えております。

G・O・T・Oトラベルキャンペーンの活用により本市を旅行先・目的地として選択していただくため、壱岐市観光連盟と連携し積極的な情報発信を行ってきたところではございますが、各地での感染拡大、東京都の除外、お盆の帰省自粛等の影響により全国的に利用が少ないとの報道であり、本市も同様であると認識をいたしております。

10月1日以降は、既に実施されておりますG o T oトラベルキャンペーンによる旅行代金35%割引に加え、15%相当分の地域共通クーポン付与により旅行代金が半額となることから、利用促進が期待できます。県による旅行需要喚起の情報発信と連動した効果的な情報発信に努め、感染防止対策のさらなる徹底・強化を図った上で、観光による経済の復興・活性化を目指してまいります。

次に、**産業の振興**についてであります。今年、7月の梅雨前線豪雨等の天候不順により、低温と日照不足による農作物への影響が心配されております。

こうした中、早期水稲については、4月下旬の移植直後の気温が低かったことから生育が心配されましたが、その後持ち直し、平年並みとなっております。普通期水稲については、移植後、順調に生育しておりましたが、7月の豪雨の影響により、中干しが十分できていない圃場や、一部ウンカ、コブノメイガ等の病害虫が発生している圃場も見られ、引き続き適切な栽培管理が必要となっております。

一方、葉たばこについては、移植後に低温、少雨、強風の影響で葉と葉の間が狭く、幹丈が低い傾向となりました。その後、6月中旬の平均気温の低下や日照不足、また7月の豪雨に伴う根腐れや立ち枯れ病の多発により、収量減が懸念されております。

肉用牛につきましては、新型コロナウイルスの影響により、依然として枝肉価格の低迷が続いており、肥育農家の経営を圧迫している状況にあります。そのため、肥育農家に対し、出荷頭数に応じた追加支援を緊急経済対策として取り組んでまいります。

このような中、8月に開催された子牛市では、6月の平均価格と比較し、1頭当たり6.5%、4万1,000円高の68万1,000円となっており、本年4月、6月と引き続き下落しておりました子牛価格は今回上昇となったところであります。

また、本年度予定されていた長崎県和牛共進会及び壱岐地区代表牛選考会は、中止となっております。

本年4月から7月までの本市の漁獲量及び漁獲高を昨年と比較いたしますと、漁獲量は829トンで31.8%の増、漁獲高は6億4,200万円で10.9%の増収となっております。また、市内5漁協正組合員数は、令和元年度末で48名減の835名となっております。漁獲量、漁獲高とも昨年度より短期的には増加しておりますが、依然として漁家及び漁協の経営は大変厳しい状況が続いております。

今後も引き続き、漁業者の皆様並びに各漁協をはじめ関係機関と連携を図りながら、各種施策に積極的に取り組んでまいります。特に、周辺海域において磯焼けが進んでおり、藻場回復対策が喫緊の課題と考えております。

そのような中、去る8月7日に、長崎県及び壱岐市並びに市内5漁協が相互に連携・協力し、

効果的に磯焼け対策関連事業を推進するため、壱岐海域における母藻供給ネットワーク構築に向けた連携協定を締結いたしました。

その内容は、壱岐周辺海域で不足している母藻を各地域で共有しながら藻場の造成に取り組むことであり、各漁協の垣根を越えて漁協間での母藻の融通ができることとなります。

また、連携協定締結後、磯焼け対策推進体制を一元化、効果的に磯焼け対策を実施することで藻場の早期回復を図ることを目的とした、壱岐市磯焼け対策協議会を設立いたしました。今後は、協議会を中心に、壱岐市磯焼け対策推進計画の実現に向けて取り組んでまいります。

今回、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金による壱岐東部漁業協同組合の鮮度保持機器、施設整備等に係る補助金について、所要の予算を計上しております。

次に、**郷ノ浦港の整備**についてであります。本年8月1日に、本市の玄関口である郷ノ浦港が「みなとオアシス壱岐」として新たに登録されました。

「みなとオアシス」とは、「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設を国土交通省港湾局長が登録するもので、今回本市の「みなとオアシス壱岐」の登録により、全国で142か所、九州管内で20か所、県内で6か所となっております。

この登録を契機に、郷ノ浦港を中心とした壱岐市全体の魅力を全国に発信することで、交流人口の増加に期待するとともに、さらなる地域活性化につなげてまいります。

去る7月2日に開催された郷ノ浦港ジェットfoil浮棧橋整備に係る検討会議において、郷ノ浦港のジェットfoil用浮棧橋整備計画案の承認を賜りました。

これを受け、乗り場の変更に伴う旧フェリー岸壁背後の駐車場の見直しと併せ、慢性的な駐車場不足の解消を図るため、全体的な郷ノ浦港の再編のための意見聴取並びに整備方針の検討を行うことを目的とした郷ノ浦港整備促進委員会を、7月28日に設置いたしました。本委員会は本年度末まで4回開催する予定であり、委員皆様から様々な意見や提案をお聞きすることにより、よりよい整備方針の策定につなげてまいります。

また、郷ノ浦港ターミナルボーディングブリッジが、8月15日に先端の張り出し部分を支えている装置が腐食等により脱落したため、使用できない状況となっております。フェリーへの乗下船については、岸壁から移動式乗降台を利用いただいております。皆様に御不便をおかけしております。このため、予算の専決処分により早急に対応することとし、9月中の復旧に向け取り組んでおります。現在のところ、9月25日までには復旧するという情報を頂いております。

次に、**支援対象児童等見守り強化事業**について。

国が策定した「子どもの見守り強化アクションプラン」の取組を推進するため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子供等の居宅への訪問等を行い、状況の把握

や食事の提供等を通じた子供の見守り体制の強化を図るものであります。本事業につきましては、**老岐市社会福祉協議会**に委託し、定期的に配食を行いながら、家庭の状況の変化を市へ情報提供いただくことにより、**児童虐待防止並びに地域からの孤立化の防止**につなげてまいります。

次に、**健康づくりの推進**についてであります。まず**新型コロナウイルス感染症**について、市民皆様一人ひとりが「**新しい生活様式**」にのっとり、日常的に**感染防止対策**を実践していただいておりますことに感謝を申し上げます。

市民皆様の健康を確認できる場として、**老岐医師会**の御理解と御協力のもと、**7月1日**からがん検診、**7月13日**から**特定健診**等を開始いたしております。市民皆様におかれましては、十分な**感染症予防対策**を行いながら、**健（検）診**をお受けいただくことで、御自分の体の状態を確認していただくようお願いいたします。**健康づくり**は、御自身の健康状態を知り、生活習慣に気をつけて、**予防**をしていくことが重要であり、市といたしましても引き続き支援してまいります。

去る**9月1日**から「**子育て世代包括支援センターいきいろ**」を**健康増進課**内に開設したところであり、**妊娠中から子育ての時期**にかけて、**お子様とその保護者**様に寄り添いながら、**切れ目ない支援**を行ってまいります。

今後も、市民皆様と行政が一体となった**市民協働**での**健康づくり活動**を展開し、**健康寿命の延伸**を目指してまいります。

次に、**令和2年度の市内小・中学校の教育活動**についてであります。新型コロナウイルス**感染予防対策**のために行った**15日間の臨時休業**を受け、子供たちの**学びの保障**のために本来**7月20日**であった**1学期の終業式**を**8月7日**まで延長することを、さきの**6月会議**において報告いたしました。8月7日までの**新たな授業日**の**教育活動**においても、**新型コロナウイルス感染症対策**と**熱中症対策**等を十分講じることで、子供たち及び**教職員**も**無事に1学期を終える**ことができました。

2学期は、通常どおり**9月1日**から始まっております。学校行事の**運動会・体育祭**については、**保護者や地域の方々**との**協議**の上、**5月**に予定していた**学校8校**を含めた**全小中学校**が、**実施形態**等を工夫して**9月から10月**にかけて**実施予定**であります。

また、子供たちの大切な**教育活動**である**修学旅行**については、**新型コロナウイルス感染症対策**を十分講じた上で、**本年度中**に**実施**の方向で検討しております。既に**昨日9月9日**から、**5つの小学校**が**佐賀・長崎方面**へ**修学旅行**に出発しております。

なお、**2学期以降**も、**新型コロナウイルス感染症予防対策**を**確実に継続**することで、**子供や教職員の健康管理**に努めてまいります。

**原の辻一支国王都復元公園**につきましては、**一支国博物館**と同じく**平成22年3月**に開園以来、**10周年の節目**を迎えました。この間、**多くの方々**の御利用をいただいているところであり、ま

た、古代米作りや原の辻ウォーク等の各種イベントが開催されております。

平成28年度には、原の辻ガイダンスの収蔵庫であった建物の改修を行い、平成30年4月から壱岐市テレワーク施設として指定管理に移行いたしました。本日現在、7室ある個室が満室の状況であるなど、積極的な利活用をいただいております。

壱岐の宝である原の辻一支国王都復元公園のさらなる利用を図っていくために、民間の活力を取り入れた指定管理者制度の導入に向け、今回、条例の一部改正等の議案を提出いたしております。

次に、**防災対策**についてであります。新型コロナウイルス感染症、長雨と豪雨、台風の接近、そして連日の猛暑と、壱岐市においても安穏としてられない日々が続いております。

コロナ禍において、感染予防と社会経済活動を両立させていくしかないという意味合いで、「ウィズコロナ」という言葉が使われております。気候変動においても、人間は自然にあらがうことなどできないわけで、予想を超える事態が発生しても、それと共に生きていかなければなりません。

このような中、台風9号が9月2日夜から9月3日未明にかけて、強い勢力を維持したまま、対馬海峡付近を通過し、本市においては最大瞬間風速が壱岐空港で午前1時18分頃40.1メートルを記録するなど、市内各地で強風が吹き荒れたところであります。

今回の対応といたしましては、9月2日午前6時52分暴風警報発表後、直ちに災害対策本部を設置し、午前9時には市内10か所の自主避難所を開設し、最大で75世帯114人の方が避難をされました。その後も、告知放送、壱岐市ケーブルテレビ、ホームページ等により、市民皆様へ早めの警戒と避難そして防災対策を呼びかけたところであります。

幸い人的被害は発生しておりませんが、市内各所において、停電や断水、倒木などの被害が発生いたしました。

また、気象庁が過去に例を見ない暴風や大雨、高潮、高波などに最大級の警戒を呼びかけた、大型で非常に強い台風10号が、ほぼ九州全域を暴風域として、9月6日夜から7日朝方にかけて本市を通過いたしました。9月7日午前6時25分頃、壱岐空港で最大瞬間風速40.6メートルを記録し、7日朝までの連続雨量は32ミリと少雨でありました。

本市では、9月4日午前11時に災害対策本部を設置し、早々に準備を進め、6日午前9時に自主避難所を開設し、同日午前10時51分に暴風警報が発表されたことに伴い、同時刻に避難勧告を発令いたしました。その後、壱岐市全域が強風域に入ったと見られたことから、6日午後5時に、本市としては初めてとなる避難指示を発令いたしました。

避難所については、6日午前9時に20か所を開設、その後、不足する分について随時新たに開設し、結果として26か所の避難所を開設いたしました。今回、避難された方は1,199世

帯2,225人でありました。

また、自主防災組織による避難所を市内各所に開設いただき、まちづくり協議会等、各地域単位で避難所の運営がなされたところであります。

台風10号の被害の状況については、芦辺漁港ジェットフォイル浮棧橋連絡橋の水没及び久喜漁港の西防波堤の被災をはじめ、市内全域での停電、倒木等がありましたが、幸い、人的被害はありませんでした。しかしながら、壱岐市ケーブルテレビ施設においては、光ケーブルの断線が台風9号で161件、台風10号で224件、合計385件発生し、告知放送、テレビ、インターネット、IP電話のサービスが停止している御家庭が多数あり、今なお御不便並びに御迷惑をおかけしているところであります。現在、島内外から作業員の増員を図り、全力で復旧作業に当たっており、昨日現在55.6%が復旧しておりますが、被害件数も多く、復旧に時間を要しております。

被災箇所については、関係機関等と連携を図り、早期復旧に努めてまいりますので、市民皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

今回の台風接近・通過に伴い、各庁舎及び避難所配置を含む213名の職員がその対応に従事するとともに、壱岐市消防団員、壱岐警察署職員をはじめ、最大級の警戒が必要との認識の下、今回初めて国土交通省九州地方整備局より2名が来島され、情報共有を図るなど、関係機関が一体となって警戒対応に当たったところであります。

市では、災害対策本部の設置、避難所の開設、市民皆様への台風関連情報の周知等、早め早めの対策に努めたところであり、市民皆様の御理解と御協力により、大規模な災害発生を避けられたものと認識をいたしております。

市といたしましては、危機管理は行政の最大の責務を念頭に、あらゆる事象に対応できるよう、関係機関と連携を図り、防災対策の徹底を図ってまいります。市民皆様には今後とも、危険箇所の確認や備蓄品の準備など、平時からの備えをお願いいたします。

今年の夏も厳しい猛暑となり、市内では、8月末現在、20名の熱中症による患者を救急搬送いたしております。これからも、残暑が厳しいことが予想されますので、屋外、室内にかかわらず小まめな水分補給を行っていただき、エアコンや扇風機等を有効に使用するなど、体調管理に十分御注意をお願いいたします。

さきの令和2年7月豪雨災害では、7月5日、消防本部より緊急消防援助隊として合計2隊5名を熊本県八代市に派遣いたしました。7月7日には第2次派遣隊を熊本県に送りましたが、長崎県内において同様の被害が発生したことから、長崎県隊は派遣撤退の指示が出されたところであります。今回被害を受け、亡くなられた方、多くの方々の御冥福と、いまだ行方不明者がおられますが一日も早い発見をお祈りいたしますとともに、被災地が早期に復興されることを祈念

いたします。

次に、**議案関係**について御説明いたします。

本議会に提出した**令和2年度補正予算**の概要は、一般会計補正額4億500万円、各特別会計の補正総額2,540万円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は4億3,040万円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は282億3,300万円で、特別会計については85億7,384万3,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、令和元年度各出資法人の経営状況等に係る報告6件、令和元年度財政健全化判断比率等の報告1件、専決処分の報告1件、契約の締結に係る案件2件、条例の一部改正に係る案件2件、予算案件6件、令和元年度各会計決算認定8件であります。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前会議以降の市政の重要事項また政策等について申し上げましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいれる所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

先ほど発言の中で、郷ノ浦港ボーディングブリッジの復旧が「9月25日」と申し上げましたけれども、正しくは9月末の予定であること、訂正を申し上げます。

以上、行政報告といたします。どうぞよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで行政報告を終わります。

---

## 日程第5. 議案第51号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、議案第51号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしました議案等につきましては、関係担当の部長及び課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第51号について御説明いたします。

議案第51号壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事請負契約の締結について、壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第

96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

1、契約の目的、壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、2億7,225万円。

4、契約の相手方、長崎市平野町22番40号、株式会社九電工長崎支店、執行役員支店長岐部孝典氏。

工事場所、工事概要、工期、随意契約の理由は、説明資料のとおりでございます。

今回の工事につきましては、壱岐市GIGAスクール構想に伴うケーブルテレビ施設更新工事であります。

また、契約につきましては、指定管理業務と密接な関係にあることから、指定管理者共同構成員4者の中の1者である株式会社九電工に見積入札を行い、仮契約をいたしております。

提案理由でございますが、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

以上で、議案第51号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 議案第51号について質疑を行います。

今回、いわゆる随意契約で執行されております。高額な金額でやる入札を随意契約で可能であるというこの根拠を示していただきたい。壱岐市財務規則第83条から87条の条項との整合性、並びに地方自治法施行令第167条の2第1項との整合性、いわゆる随意契約ができる場合は、少額の契約の場合、入札不適な場合、緊急な場合、契約変更の場合、この要綱にのっとり以外に、私は随意契約を整合性を持ってできるという結論を見いだすに至りませんでした。随意契約で執行できるその根拠を明確に示していただきたい。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの音嶋議員の質問についてお答えをいたします。

本契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用しております。その第2号の内容でございますが、条文を読み上げますと、不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため必要な物品の売払い、ここからが適用と考えております。その他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものとするときは随意契約が可能となっております。

本随意契約の理由につきましては、議案にも添付をしておりますが、工事対象設備が通信設備の中核であることから、既存システムとの整合性、責任分界点の課題など、指定管理者以外のものに施工させた場合、設定や運用、保守面に著しく支障が生じるおそれがありますので、この条項を適用させて契約をしております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 私も今、部長が言われました第2項以外に該当するのではないかと考えたわけです。しかし、この第2項が果たしてこの入札に該当するのかと。該当し得る可能性はあるけど、該当するのかということ考えたわけです。

当初、我々に示されたのは、指定管理者は光ネットワークサービスということでありました。事前に担当課にお尋ねをいたしましたところ、九電工が共同提案者3名ぐらいあったと、議会のほうに報告をしたということであります。ですから、私は、その議事録を提出をしてくれということをお願いしておりました。部長に持たせてくれと。その議事録を開示してください。

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの音嶋議員の質問でございますが、本指定管理者の指定につきましては、平成30年9月会議の議案第59号で提出をしております。その中で、指定管理者の構成団体につきましては、9月18日開催の産業建設常任委員会におきまして、資料として提出し、構成団体の詳細につきましても説明をしております。

会議につきましては、ただいま手持ちには持っておりますが、その9月18日の産業建設常任委員会の資料を後もって提出させていただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） その資料は後もって提出をいただいて結構であります。それでいいです。

しかし、私は、これだけ高額な金額を随契でやるというのは前代未聞ですよ。前代未聞。びっくりしましたよ。この後、恐らく上程されるであろうGIGAの件は、これは理解できます。こういう件で買うからと。これは単品であれするんですよ。いいですか。これは備品なんです。必要な物品の購入ですよ。購入するんですよ。特定の機器を購入する、ほかにあるわけです、納入する業者は。それを排除して、なぜこの業者に特定して随意契約する必要があるのか。私はそこが理解できない。競争の原理が発生しないじゃないですか。入札で、根本の見積りはどういうふうにして取ったんですか。そしたら、この業者に取ったんですか。それこそ違法ですよ、そういうことは。見積りの根拠、基のサーバーとかそうしたものを見積りを取った根拠を、それも示してください。簡単にこれを随意契約、指定管理者と関係があるから、いろいろ仕事をする上で支

障があるからと、そういう安易な回答では納得し難い。

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） この工事の見積りにつきましては、九電工以外の3社から見積りを徴取し、別の設計業者に設計を依頼し、実施設計を組んで入札に付したところでございます。

随契の理由につきましては、先ほども申し上げましたが、議案の説明資料にございますが、さらにこの随契することによりまして、責任分界点の省略により施工、運営、保守の遅延防止が確保され、また、結果といたしまして、保守費の削減、障害対応の迅速化が可能となることと考えておりまして、この随意契約の方向によりまして契約をしております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 予備のいわゆる見積りを、今、九電工以下3社から取ったと部長は発言をされました。その見積りを取った業者を特命で随契で入れる。こういうことは、不正防止入札法に抵触しますよ、こういうことをしよったら。指名委員会の委員長に聞きたい。いわゆる見積りを取った業者が、その業者を特定で指名していいんですか、随契で。今部長ははっきり言いましたよ。九電工以下3社を取ったと。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員、3回目ですから。

○議員（8番 音嶋 正吾君） いや大事ですよ、重要ですよ、こういうことは。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） すみません。先ほど申し上げましたのは、九電工以外の3社から見積りを取っております。以下ではございません。九電工入っておりませんので、以外、3社から見積りを取っております。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 重要ですので、議長認めてください。

○議長（豊坂 敏文君） 今回まで認めます、もう5回目ですから。どうぞ。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 要するに、1社だけ随契で、私は、これ市長に聞きたい、お宅が執行者ですから。これだけ高額な入札を随契でしていいんですか。私はちょっと理解に苦しみますよ。一般的にはいいですか。物件の買入れは40万円ですよ。工事とか正常の請負は、条例では最高でも130万円と規定しているんですよ。壱岐市これは財務規則です。壱岐市財務規則83条。そして、今、部長が言われたのは、地方自治法施行令の中でこの条文を使用したと。私は、こういう執行の仕方は許し難いと。ですから、これはもう市長に聞かざるを得ない、市長の判断だから。担当者の判断じゃない、市長が決めたんだから、最終的には裁可を下したんですから。見解を賜ります。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） おっしゃるように、私が契約担当者であります。しかしながら、その内容については、指名審査委員会に付しておるわけでございますが、その責任者は副市長でありますから、壱岐市の入札ガイドライン等々も含めて、その根拠を副市長に答弁させます。

○議長（豊坂 敏文君） 副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） ただいまの音嶋議員の質問にお答えいたしたいと思っております。

指名委員会におきましては、担当部署から、そしてまた、契約の担当部署でございます財政課等から説明を受けました。その中で、先ほどから担当部長が申しますように、地方自治法の第167条の2項の分の随意契約、特命の随意契約でございますけれども説明を受けております。そしてまた、壱岐市の随意契約ガイドラインというのを作成しております、その中で、これ令和2年4月1日で改正をいたしておりますけれども、施行令第167条2項第1項第2号に該当する事項といたしまして、既設の設備と密接不可分な関係にあり、同一施工者以外のものに施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の増設、改良、改修等の工事を施工するときとございますので、これに該当するという事で指名委員会で決定をいたしております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員より、ほかに御質問はありますか。町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） これ分かりやすくいえば、光ネット、運営面を九電工の関連会社というか、九電工も含めてその4社の共同企業体みたいなんで運営面を入札で落札したと。その後、要する九電工がこの設備も、それは、普通の企業だったらそれはそうですよ。自分のこの関連会社が運営しとるんだから、自分とこの機器を優先的に、設備の面でも、じゃあそのほうが責任持てるからやってくれというのは、それは僕はもう当然のことだと思うんですが、ただ、それを言い出したらこれ大変なことですよ。運営面は、その子会社が入札したと。じゃあ設備はその親会社みたいなのが全部随意契約でやるとなったら、これは音嶋議員が言われるごと、もしこれが慣例化したら、非常に財務規則の面からも、僕は幾ら随意契約のガイドラインに該当するといったって、これは非常に問題があると。そもそも運営面の入札の段階から、こういうケースがあると。当然こういう運営面の段階から、九電工の設備も含めて、こんだけの機械がかかる、この光ネットが応札した場合、落札した場合、九電工の設備まで含めて、壱岐市は随意契約でやると、やらざるを得ないと、そういうふうな認識は、部長は持っておられたんですか。僕は、非常にこれは問題だと思いますよ。僕も同じ意見です、音嶋議員と。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの町田議員の御質問にお答えいたします。

指定管理者制度と、この工事の更新は別物と考えておりました。しかしながら、この更新、先

ほども言いましたが、保守費の削減とか考えた上では、この工事につきましては随契が適当と判断いたしまして、この随意契約を結んだところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 部長、そんなん当たり前じゃないですか。九電工の子会社が運営、入札しとって落札しとつとですよ、この光ネットが。そしたら、民間会社だったら当然、一番慣れて自社の、自社とあえて言うけども、自分とこの機械を、それは一番扱いやすいし、責任も持てるし、それは、当然、運営で落札した時点で、それは当然、部長、分かっつたはずじゃないんですか。もちろん、それは建前上は別ですよ。運営面と、それから、設備工事の分の入札というのは全く別物だけど、じゃあうちの会社のこの機械じゃないと、私たちは責任持ってやれませんか、要するに言うことでしょう。そして、そのほうが便利だと。今まで一番やっつとるんだから、今までそれを使っておるんだから、責任持ってやれるということでやったんじゃないんですか。部長、それ運営面の入札のときもそれ把握されなかったんですか。僕は当然聞いてって当たり前だと思います。ただし、もしそれを聞いてつたら、これ大変な事態だと思っておりますよ、これを随意契約でやったというのは。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 指定管理のときには、工事については別物と考えておりました。この工事につきましても、先ほど言いましたように、3社から見積りを取っておきまして、その価格の安い単価を参考にしておりまして、九電工の機器そのものを使用するものではございません。3社の見積りの中からおおむね90%からその辺の金額をもって設計をしておりますので、その設計を基に入札、見積り徴取をしておりますので、適正な価格になっていると考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 部長、適正な価格であるかどうかは、私聞いていないんです。それは、もちろん見積り取って、それに九十何%ぐらいになれば、それは当然適正な価格になるとですよ。ただし、なぜ要するに入札がじゃあできなかったのかと。なぜ入札しなかったのかということですよ。基本的に運営面と設備面は別だと、初めからそれはもう全く別なもんですよ。なぜ入札をしなかった、なぜ随意契約にしたのかと。これこそ李下に冠を正さずですよ。私は何もないというたつて、どう考えても、普通の人が考えたら、これおかしいとやっぱり思うでしょうが、それ。僕、当たり前だと思いますよ。ほかに見積り取ったんだつたら、なぜ入札をしなかったんですか。僕はさっぱりその理由が分からない。価格面は後で、その3社の見積りの最低価格の90%だとかいうたつて、そんなことを言い出したら、入札制度自体をもう否定してしまいます、これ。僕も分からない。なぜこれ随意契約にしたのか。ただし、民間の会社として

それは分かります。自分とこの親会社みたいな設備を使い慣れておるんだから、最終的には責任も持つという考えも分かるけれども、もしそんなことがまかり通ってしまったら、これ行政としては、全くもう失格ですよ。僕もさっぱり分からない。なぜ入札しなかったのか、もう一回ちょっと明確に答弁してください。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの町田議員の御質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、指定管理者が施工することによりまして、新旧システムとの切り替え作業の時間の短縮、また、システム整合性の確保、責任分界点の省略による施工、運営、保守への対応の遅延防止が確保されると考えておりまして、その点をもちまして随意契約とさせていただいております。

○議長（豊坂 敏文君） 4回目ですが、今度まで。

○議員（10番 町田 正一君） もし部長、そういう論理がまかり通るのであれば、入札制度そのものが必要ないじゃないですか。事業の継続性が重要だとか、スムーズに移管できるとか、その機器に慣れておるから責任が持てるとか、それを言い出したら、運営面と設備面は全く別だと言いながら、その設備に関しては運営の関連会社が、もちろんそれはやったら責任も持てるだろうし、スムーズにいくですよ。それは当たり前のことです。僕が聞きよるとは、そういうのが、でも行政の入札の仕組みとして許されるのかと。それをやり出したら、例えば、運営会社が小さな新しい提案して運営会社ができると。じゃあ設備は物すごい金額になると。それも含めて、じゃあその運営会社が、関連会社が全部随意契約で全部やれるということになりますよ。これ僕、悪しき前例だと思います、こんなことをもし認めたら。僕は、もうそれさっぱり分からない。なぜ入札ができなかったのか。入札しておけば、何の問題もないじゃないですか。なぜ入札できなかったのか。スムーズな機器の変更が可能だとか、責任を持ってその運営ができる、その設備やったら運営ができる。そんなのは同じ会社だから当たり前のことじゃないですか。でも、それは理由にならないと僕は言っているんですよ。それは、議論にならないですよ。それはきちんと入札すべきです。随意契約である必要、もちろんこれ金額も大きいですけど、随意契約でしなきゃいかん理由にはならないでしょうと。もしそういうことで随意契約を認めてしまうんだったら、入札なんかする必要ないじゃないですか。僕は、絶対部長の答弁はおかしいと思いますよ。

以上で終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。植村議員。

○議員（4番 植村 圭司君） すみません。私、基本的な話を聞きたいと思ひまして、説明では、目的が更新工事というふうになっているんですけども、私の理解ではGIGAスクール構想に対する設定の変更、更新だと思うんですけども、そもそもどういった能力が今あって、その能力を

どういうふうに変えるという工事をするのかというのが説明になかったと思うんですけども、何のためにこの金額を使うのかというお話を説明いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） この工事につきましては、壱岐市のG I G Aスクール構想に伴いまして、各小学校に生徒に端末が配付されます。しかしながら、現在の通信容量が、各端末1台ずつ配置しますと通信容量が不足し、一般市民、企業、それから、配置した生徒にも影響がございますので、その通信容量を現在1ギガでございますが、それを10ギガに増設し、通信容量を確保するために、ケーブルテレビ施設を改修するためでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） ほかありませんか。小金丸議員。

○議員（9番 小金丸益明君） 今の論争を聞いておましてなかなかすっきりしないんですけども、まず1点目、今日上程されて、即日採決になっております。それ議運でも了承をいたしました。問題が深うございますが、どうして今日採決しなければいけないのか。委員会付託を省略した理由を執行部のほうから答弁願います。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 工期の関係で早めに議決をいただいて、工事に着手したいと考えておまして、今回、初日に議決をいただくように提案をしております。

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（9番 小金丸益明君） このまま採決して、うやむやでどうなるか分かりませんが、委員会付託をすべきと私は思いますが、議長の判断を。

○議長（豊坂 敏文君） それでは、この51号の議案については、委員会付託をしたいと思いますが、皆さん方の御意見ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） それでは、委員会付託といたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を11時25分といたします。

午前11時13分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案審議を続けます。

---

## 日程第6. 議案第52号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第6、議案第52号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。西原教育次長。

〔教育次長（西原 辰也君） 登壇〕

○教育次長（西原 辰也君） 議案第52号について御説明いたします。

1人1台端末整備事業におけるPC端末共同調達購入契約の締結について。

1人1台端末整備事業におけるPC端末共同調達購入契約を、下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

1、契約の目的、1人1台端末整備事業におけるPC端末購入。

2、契約の方法、長崎県市町村行政振興協議会が執行した共同調達に係る入札結果により決定した業者と随意契約。

3、契約金額、1億769万8,800円。

4、契約の相手方、長崎市田中町585番地5、扇精光ソリューションズ株式会社代表取締役社長濱口晴樹氏。

提案理由は、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるものでございます。

次のページに説明資料を記載しております。

納期は、令和3年1月31日としております。

本入札については、GIGAスクール構想に伴うもので、全国的に一斉導入が予想され大量調達となることで、産業界との交渉力が大きく高まること、共同調達参加市町間での教職員の異動後や児童生徒の転校後でも、円滑に利活用が継続できることなどの理由により、国から都道府県単位を基本とした共同調達が推奨されておりました。県内12団体が参加をいたしまして、一般競争入札が執行をされております。端末機器については、LTE通信非対応のWi-Fiモデル2,460台、1台当たりの単価が税込みの4万3,780円となっております。

以上で議案第52号について説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔教育次長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 執行部にお尋ねをいたします。

長崎県市町村行政振興協議会の執行とありますが、この協議会の入札の形式はどのようなようになっておりますでしょうか。その件だけです。

○議長（豊坂 敏文君） 西原教育次長。

○教育次長（西原 辰也君） 音嶋議員の御質問にお答えいたします。

長崎県市町村行政振興協議会は、市町村の行財政運営を支援する目的で県内21市町を構成団体として設立された公共的任意団体でございます。入札につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、一般競争入札を執行されております。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 健全な入札体制です。結構でございます。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第52号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 報告第9号～日程第30. 認定第8号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第7、報告第9号から日程第30、認定第8号まで、以上、24件を一括議題とします。

ただいま上程しました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 報告第9号令和元年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について、御説明申し上げます。

令和元年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

壱岐空港ターミナルビル株式会社については、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規

定された法人等で資本金等の4分の1以上を壱岐市が出資しておりまして、壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例第2条第2号で規定された法人でございます。

報告書の1ページをお開き願います。官庁事項及び株式総会の報告でございます。

次に、2ページをお開き願います。(3)の株式でございますが、資本金1,000万円、2万株で、そのうち460万円、9,200株が壱岐市の出資で、出資比率は46%となっております。

3ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部については、流動資産合計509万5,890円、固定資産合計903万6,797円で、資産合計は1,413万2,687円となっております。

負債の部については、負債合計30万84円で、その内訳につきましては、7ページの主要勘定残高明細書の(4)未払金及び(5)預り金でございますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

純資産の部については、株主資本合計1,383万2,603円で、負債・純資産合計は、資産合計と同額の1,413万2,687円でございます。

4ページをお開き願います。損益計算書でございますが、売上総利益が141万6,120円、販売費及び一般管理費174万5,750円で、営業利益はマイナス32万9,630円となっており、その内訳につきましては、9ページの営業損益内訳書に記載をしておりますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

営業外収益は、受取利息等合計で40円となり、営業利益と営業外収益合計を合算した。経常利益マイナス32万9,590円に法人税等2万8,000円を含めまして、当期純利益はマイナス35万7,590円となります。

次に5ページをお開き願います。株主資本等変動計算書でございますが、純資産合計の前期末残高1,419万円、当期変動額合計がマイナス35万8,000円で、当期末残高は1,383万2,000円となっております。

6ページは個別注記表、7ページは主要勘定残高明細書、8ページは固定資産明細表、9ページは営業損益内訳書、最後のページは監査報告書でございます。

以上で、報告第9号令和元年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

〔総務部長(久間 博喜君) 降壇〕

○議長(豊坂 敏文君) 本田企画振興部長。

〔企画振興部長(本田 政明君) 登壇〕

○企画振興部長(本田 政明君) 報告第10号及び報告第11号について、続けて御説明申し上げ

げます。

まず、報告第10号令和元年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について。

令和元年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

本日の提出でございます。

株式会社壱岐カントリー倶楽部につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人で、経営状況を報告させていただくものでございます。

内容につきましては、第37期営業報告書を添付しております。

1ページをお開き願います。丸の3つ目、当社の経営状況の欄をご覧ください。

令和元年度の来場者数は6,945名で、前年度より244名増、前年比103.6%となっております。-half利用と島外者利用が100人を超える増加となっており、また、6月、7月の利用者の落ち込みが少なかったことが要因であります。

3ページをご覧ください。株式状況でございますが、発行済み株式3,600株、資本金7,200万円で、そのうち1,320株を壱岐市が保有しており、持ち株比率は36.67%でございます。

4ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部については、流動資産が985万559円、固定資産が5,376万2,492円で、資産合計は6,361万3,051円となっております。

5ページをお開き願います。負債・純資産の部につきましては、負債合計が861万5,664円、純資産合計が5,499万7,387円で、負債及び純資産合計は6,361万3,051円となっております。

次に、6ページ、損益計算書でございます。

表中段の売上総利益が4,608万1,849円、販売費及び一般管理費は4,478万2,265円で、営業利益は129万9,580円となっております。なお、販売費及び一般管理費の詳細につきましては、7ページに掲載しております。

営業外利益、特別利益等と合わせ、税引き後の当期純利益額は180万2,757円の黒字決算となっております。

8ページに株式資本等変動計算書、9ページに主要勘定残高明細書、10ページに監査報告書を添付しております。

以上で、報告第10号の説明を終わります。

次に、報告第11号令和元年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況の報告について。

令和元年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

本日の提出でございます。

IKI PARK MANAGEMENT株式会社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただいております。

IKI PARK MANAGEMENT株式会社は、平成30年11月9日に設立され、平成31年4月1日からイルカパークの指定管理を受託、4月25日にリニューアルオープンし、本格稼働の初年度となります。入園者数は、島外2万1,003人、島内1万2,688人、合計3万3,691人で、前年度比7,871人の増、30.5%の増となっております。

資料3ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部については、流動資産が4,552万9,898円、固定資産が929万8,502円で、資産合計は5,482万8,400円となっております。

負債・純資産の部につきましては、負債合計が5,172万4,876円、純資産合計が310万3,524円で、負債及び純資産合計は5,482万8,400円となっております。

主な内訳は、流動資産の部の売掛金3,546万8,200円は、壱岐市との工事関係委託料の繰越し工事分でございます。流動資産の部、未払金は、4月10日支払い給与及び繰越し工事関係の外注費の未払いでございます。

4ページをお開き願います。損益計算書でございます。まず、売上合計は、売上高、指定管理委託料、交付金事業のハード事業に係る業務委託料、合わせて1億3,551万1,196円でございます。売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は1億2,967万8,937円です。税引き後の当期純利益は198万9,352円となっております。

5ページをお開き願います。販売費及び一般管理費の内訳書でございます。主な支出は、役員2名、従業員18名の20名体制で運営しており、役員報酬、人件費、法定福利費合わせて5,416万8,150円であります。

次に、受託業務工事費5,775万3,720円は、交付金事業のハード事業に係る工事費等で、ウッドデッキなどの管理棟改修2期工事、公衆トイレの解体工事、体験施設入場口の改修工事等でございます。

次に、受託業務備品購入費2,065万6,024円は、カフェの厨房機器、キャンプ資材、サップ、ウエットスーツ等の備品購入でございます。

次に、外注費593万6,642円は、水質・底質環境調査、PR映像制作、ホームページ等ツール制作などでございます。

次に、旅費、交通費1,052万243円の内訳は、トレーナーの先進施設研修旅費及び

連携施設、大学、専門学校等打合せ、旅行会社営業等でございます。

ほか動物飼育管理、施設管理及び事業遂行に必要な諸経費で、合計1億8,420万3,415円でございます。

6ページに株主資本等変動計算書、7ページに個別注記表を添付しております。

以上で、報告第11号の説明を終わります。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 報告第12号令和元年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について、御説明申し上げます。

令和元年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

本日の提出でございます。

当法人は、これまでと同様、種苗放流事業を実施いたしております。

2ページ、3ページをお開き願います。2ページは、役員並びに評議員名簿を掲載いたしております。3ページは、事業報告でございます。

令和元年度の事業概要は、アワビ種苗5万個を、壱岐市栽培センターより購入し、各漁協により1万個ずつを放流いたしております。

財源の内訳ですが、利息0.310%で、基金運用益217万5,945円、助成金として、県から31万円、市から15万5,000円、漁協の負担金として、各漁協より3万1,000円の5漁協で15万5,000円となっております。

また、法人会計より22万9,055円を繰り替えまして、合計302万5,000円であります。

次に、収支決算について御説明いたします。5ページ、6ページをお願いいたします。5ページは、貸借対照表でございます。資産の部ですが、流動資産が25万8,595円、固定資産のうち基本財産が1億円、特定資産が7億円で、資産合計8億25万8,595円でございます。

6ページは、貸借対照表の内訳を掲載いたしております。

7ページ、8ページをお願いいたします。

7ページは、正味財産増減計算書でございます。8ページの正味財産増減計算書内訳表で説明いたしますと、法人会計として、預金利息を財源としております。今年度の繰越金は、1億円を除きますと25万8,595円となります。支出の面で、管理費の3万795円は、公益法人研修会旅費及び印紙代等でございます。

9ページは附属明細書、10ページは財産目録、11ページ、12ページは、監査報告書を掲載いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

以上で報告第12号についての説明を終わります。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 報告第13号及び報告第14号を続けて御説明いたします。

まず、報告第13号令和元年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について。

令和元年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

本日の提出でございます。

一般財団法人壱岐市開発公社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

1ページをお開きください。経営状況について御説明いたします。令和元年度は、旅行会社とのタイアップ企画での宿泊客の誘客強化や壱岐への宿泊、バスツアー等での受入れ強化、リピーター増のために心のこもったサービス提供に努めております。さらには、インターネット上の予約サイトを増やすとともに、アクセス数の増加及び宿泊プランの充実による宿泊利用者数増や島内のお客様への宴会等の積極的な営業により、3月に新型コロナウイルス感染症により宿泊、宴会に影響があったものの、令和元年度決算は純利益を計上しております。

2ページをお開きください。表1、利用状況でございます。宿泊者数は9,204人、前年度より176人の増、101.9%の伸びでございます。その他の利用者数は減少となっております。

3ページをご覧ください。収支についてでございますが、収入の部、合計1億8,286万6,811円、支出の部、合計1億8,088万4,155円となっております。当期経常増減額、いわゆる税引き後の当期純利益は198万6,396円の黒字となっております。

4ページから6ページは、正味財産増減計算書でございます。6ページ、合計(a)の最終欄、正味財産期末残高、いわゆる純資産合計は4,626万9,880円となっております。

次に、7ページをお開きください。貸借対照表でございます。資産の部、合計で5,893万5,533円、負債の部、合計で1,266万3,673円、正味財産の部は合計で5,893万3,553円となっております。

8ページ、9ページに、財務諸表に対する注記、10ページに監査報告書を添付しております。以上で、報告第13号の説明を終わります。

次に、報告第14号令和元年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について。

令和元年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

本日の提出でございます。

一般社団法人壱岐市ふるさと商社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

1ページから3ページは事業報告でございます。

2ページの〔2〕事業実績をご欄ください。取扱品目数は約300品目で、主要な取扱商品は記載のとおりでございます。飲食店や小売店への卸売事業は、東京、大阪、福岡を中心に展開しております。通販事業につきましては、48品目を取り扱っております。物産展での催事やカフェへの出店回数は21回でございました。売上実績は、売上目標額4,032万円に対しまして4,227万7,992円で、前年度比143%の増でございます。

次に、4ページから決算報告でございます。

5ページが決算総括表でございまして、6ページから8ページが会計ごとの正味財産増減計算書でございます。まず、6ページの一般会計の正味財産増減計算書をご覧ください。一般会計につきましては、卸売事業等の会計でございます。経常収益の合計3,553万3,840円、経常費用の合計2,960万9,846円、税引き後の正味財産期末残高は1,713万1,970円でございます。

次に、7ページの受託会計の正味財産増減計算書をご覧ください。これは、各種委託事業の会計でございます。経常収益の合計は778万7,619円、経常費用の合計701万9,475円、正味財産期末残高は76万8,144円でございます。

次に、8ページの特別会計の正味財産増減計算書でございます。これは、国庫補助対象事業の会計でございまして、地方創生推進交付金で充当をされております。経常収益の合計3,359万2,457円、経常費用は、事業費が3,049万3,275円、管理費が309万9,182円で、合計3,359万2,457円となっております。

次に、戻りまして5ページをご覧ください。3会計を総括したものが決算総括表でございます。歳入合計8,944万792円、歳出合計7,154万678円でございます。歳入合計から歳出合計を差し引きしまして、正味財産期末残高は1,790万114円で、次年度への繰越金となっております。

次に、9ページの貸借対照表をご覧ください。資産の部、合計2,926万8,822円、負債の部、合計1,136万8,708円、正味財産の部で正味財産は1,790万114円で、負債

及び正味財産の部、合計は2,926万8,822円でございます。

10ページは監査報告書を添付しております。

以上で、報告第14号の説明を終わります。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 報告第15号及び報告第16号を続けて御説明申し上げます。

報告第15号令和元年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告いたします。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。法第3条第1項による財政健全化判断比率の状況でございますが、まず実質赤字比率につきましては、一般会計及び農業機械銀行特別会計の実質収支により算出いたします。いずれも黒字決算でありますので、実質赤字比率は生じておりません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、公営企業以外の国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業特別会計と公営企業の水道事業、下水道事業、三島航路事業特別会計の全ての会計において、実質収支は黒字決算でありますので、連結実質赤字比率につきましても生じておりません。

次に、実質公債費率でございますが、平成30年度は決算年度を含む過去3か年の平均が5.5%でありましたが、令和元年度におきましては、6.4%で、対前年度0.9%の増となっております。その要因といたしましては、前年度の算定対象であった平成28年度の単年度比率が4.80%でございましたが、これが今回の算定から外れ、代わりに令和元年度の単年度比率7.60%が算定対象となったため、3か年の平均値を増加させたものと分析しております。

次に、将来負担比率につきましては、学校教育施設整備事業債や合併特例事業債など多額の地方債の発行により、当該年度の元金償還額よりも借入総額のほうが大きかったため、将来負担額が増加したこと、また、財政調整基金、減債基金の取り崩しにより、充当可能財源が減少したことなどによって分子が増となったこと、さらに普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の減に

より、標準財政規模が減少したことで分母が減となったため、対前年度25.3%増の38.3%の将来負担比率となっております。

いずれの比率も法で定める基準と比べて健全に推移しておりますが、今後におきましても普通交付税の減などによる標準財政規模の減少や庁舎耐震改修、葬祭場建設などの大型事業に係る起債の償等により、実質公債費率、将来負担比率の上昇が予想されます。いわゆるイエローカードとなります早期健全化基準や、レッドカードと言われます財政再生基準の比率を超えるまでには至りませんが、引き続き健全な指標を保つよう財政運営に努めてまいります。

次に、法第22条第1項の規定による資金不足比率の状況でございますが、下水道事業特別会計、三島航路事業特別会計、水道事業会計の3つの公営企業会計におきましては、資金不足はございませんので比率は生じておりません。

なお、健全化判断比率等の概要につきましては、別紙資料3、令和元年度各会計決算概要の1から2ページに添付しておりますので、御参照願います。

以上で、報告第15号の説明を終わります。

続きまして、報告第16号令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第6号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。

専決第5号、専決処分書、専決処分の内容は、去る8月15日から故障により使用不能となっております郷ノ浦港フェリーターミナルのボーディングブリッジにつきまして、専門業者による現地調査を踏まえ、応急対策工事の工法決定及び係る経費につきまして、詳細見積りの算出がなされましたので、早期復旧に向けて速やかに対応するものとし、令和2年9月1日をもって専決処分したものでございます。

令和2年度壱岐市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ278億2,800万円とします。第2項は記載のとおりでございます。

2から3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により内容を説明いたします。まず、歳入について説明いたします。

8から9ページをお開き願います。今回の補正予算の財源といたしまして10款1項1目地方交付税、普通交付税で1,000万円を増額しております。

次に、歳出について説明いたします。

10から11ページをお開き願います。7款4項1目港湾管理費で、今回の応急修理に係る経費につきまして、工事請負費で1,000万円を補正しております。

以上で、報告第16号令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告を終わります。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第53号について御説明申し上げます。

議案第53号壱岐市税条例の一部改正について、壱岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税におけるひとり親控除の創設及び寡婦控除の改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市税条例の一部を改正する条例、改正案につきましては、記載のとおりでございます。

資料1、議案関係資料の1ページから21ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので、御参照願います。

改正内容でございますが、主な改正点として4点でございます。

まず、個人住民税に係る改正でございますが、新旧対照表1ページから2ページの第24条、第34条の2及び第36条の2の改正部分でございます。

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無や性別に関わらず、同一生計の子を有する単身者について、ひとり親控除を設けるとともに、寡婦控除に所得制限を設けるなどの見直しを行うものでございます。

次に、たばこ税に係る改正でございますが、新旧対照表3ページから4ページ及び20ページの第94条第2項及び第4項の改正部分でございます。

税負担の低い軽量な葉巻たばこが、紙巻たばこの代替品として販売量が急速に増加し、課税の公平性の観点から課題が生じているとされ、課税方式を見直すこととされたものでございます。

国のたばこ税と同様に、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方式とし、令和2年10月1日から経過措置を講じながら、2段階で引き上げることとするものでございます。

次に、還付加算金等の割合に係る改正でございますが、新旧対照表4ページから5ページの附

則第3条の2第1項の改正部分でございます。

国税における利子税・還付加算金等の見直しと同様に、市中金利の実税を踏まえ、地方税においても0.5%引き下げることとされたものでございます。

次に、法人市民税に係る改正でございますが、新旧対照表10ページから20ページの第31条第2項及び第3項、第48条、第50条及び第52条の改正部分でございます。

国税において、連結納税制度の見直しが行われたことに伴い、地方税においても所要の措置を行うものでございます。

その他につきましては、法律改正による用語及び字句の見直しや条項番号のずれが生じたものを整備するものでございます。

施行期日につきましては、附則第1条のとおりでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原教育次長。

〔教育次長（西原 辰也君） 登壇〕

○教育次長（西原 辰也君） 議案第54号原の辻一支国王都復元公園条例の一部改正について御説明いたします。

原の辻一支国王都復元公園条例の一部を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出です。

提案理由は、令和3年度からの原の辻一支国王都復元公園の指定管理者導入に伴い所要の改正を行うものです。

次のページをお開き願います。改正内容ですが、第3条で、公園の管理を指定管理者に行わせることを定め、第4条では、入園及び利用について、主に条文の修正で「市長」から「指定管理者」に改めています。

次に、第5条で、指定管理者の業務について定めています。

第6条、開園日及び開園時間については、規則で定めています。現在、当該ツアーメニューにおいて、観光夜神楽の上演を行っている実績があり、開園時間を午後9時まで延長を行うものでございます。

次に、第7条から第9条までは、利用の許可や変更について定めています。

次のページをお願いいたします。第10条で利用料金、第11条で体験料について定めています。

次のページをお願いいたします。第12条で利用料金等の減免、第13条で利用料金の還付、第14条は原状回復、第15条は損害賠償等について定めています。

別表第1、第10条関係ですが、原の辻一支国王都復元公園の利用料金については、体験広場が1日1万円とし、次のページ、別表第2、原の辻ガイドランスの貸室料関係については、改正はございません。

別表第3、第11条関係、体験料について記載のとおりですが、体験メニューごとの金額を上限として、市長の承認を得て指定管理者が定めるものといたします。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行する。また、指定管理者の指定に係る準備雇用について定めております。

以上で、議案第54号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

〔教育次長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第55号令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ282億3,300万円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の追加、変更は、第3表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

3から5ページをお開き願ひます。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

6ページをお開き願ひます。第2表債務負担行為補正、1、追加で、来年度より新たに指定管理を予定しております原の辻一支国王都復元公園の指定管理料につきまして、今年度中に指定管理者の公募等を行うため、債務負担行為限度額として追加しております。

7から10ページをお開き願ひます。第3表地方債補正、1、追加で、農林水産債の限度額560万円は、県営自然災害防止事業に係る市の負担金に対するものでございます。

また、2、変更で、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定に合わせ197万8,000円を増額しております。

次に、民生債及び消防債につきましては、緊急防災・減災事業に係る対象事業費の調整により、それぞれ限度額の補正を行っております。

次に、教育債につきましては、7月会議の補正予算（第5号）で議決をいただきました小中学校GIGAスクール構想整備事業に係る国庫補助の裏財源として、学校教育施設等整備事業債を充当するものとし、6,480万円を増額しております。

次に、災害復旧事業債は、7月の梅雨前線豪雨により被災しました市道・河川等公共土木施設等災害復旧事業について3,280万円を増額しております。

それでは、事項別明細書により、主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

14から15ページをお開き願います。10款1項1目地方交付税で、今回不足する一般財源について、普通交付税で1億309万2,000円を増額しております。

次に、14款1項2目災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧費で、道路及び河川16か所の災害復旧事業費に対し、補助率80%の5,040万円を計上しております。

次に、3項1目総務費委託金、誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光・旅行事業を喚起し、地域経済を活性化させるため、新たな生活様式に沿った旅行スタイルの構築を図るものとして、観光庁が勧める新規事業で、対象経費2,000万円を限度とした100%の国庫委託金1,496万円を計上しております。

16から17ページをお開き願います。15款2項4目農林水産業費県補助金、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金は、現在、カキの海外輸出を行っております壱岐東部漁協が、新たに中国やアメリカ等に向けて事業の拡大を展開するに当たり、輸出先の国の基準やニーズに対応した施設等の整備費用に対し、事業費の2分の1を助成するものとして1,758万7,000円を計上しております。

次に、8目災害復旧費県補助金は、農地施設等の国庫補助対象40地区の災害復旧事業費に対し5,820万円を増額しております。

次に、18款1項1目基金繰入金、原の辻遺跡保存整備基金繰入金は、原の辻ガイダンスの外壁改修等に係る経費に対しまして500万円を取り崩し、充当するものでございます。

18から19ページをお開き願います。21款市債につきましては、7から10ページの第3表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、22款法人事業税交付金は、地方法人特別税譲与税制度の廃止に伴い、市町村分の法人住民税、法人税割の減収分に対する補填措置として、県の法人事業税の一部から交付されるものとして546万1,000円を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。

まず、歳出全般につきまして、今回、人事異動に伴う職員給与費等の組替えによる補正を行っ

ております。給与費明細書につきましては、54から57ページに記載しておりますので御参照願います。

9月補正の主要事業につきましては、別紙資料3の令和2年度9月補正予算案概要で説明をいたします。

2から3ページをお開き願います。2款1項14目新型コロナウイルス感染症対応事業費で、離島航空路線確保緊急支援補助金は、オリエンタルエアブリッジ株式会社の新型コロナウイルス感染症の影響による営業損失に対する支援として3,830万円を計上しております。

また、地域肉用牛振興対策事業補助金につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により経営悪化が懸念される肥育農家の状況を鑑み、5月会議の補正予算（第3号）で議決をいただきました補助事業につきまして、追加の支援を行うもので755万円を増額しております。

次に、3款2項1目児童福祉総務費、子育て支援見守り強化事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子供の見守り機会の減少に伴う児童虐待リスクの増加に対し、地域における見守り体制の強化を推進するため、要保護児童等見守りが必要とされる子供の状況把握を、宅食などの支援を通じて行う委託事業として831万3,000円を計上しております。

次に、5款3項2目水産業振興費で、6次産業化市場規模拡大対策事業につきましては、歳入のほうでも説明をいたしましたが、壱岐東部漁協が行うカキの輸出事業に係る施設整備機器導入等に対し、国2分の1の補助に、市4分の1の上乗せ補助を行うもので2,563万2,000円を計上しております。

4から5ページをお開き願います。6款1項4目観光費、誘客多角化滞在コンテンツ造成事業につきましても、歳入のほうで説明をいたしましたとおり、ウィズコロナ、アフターコロナ期における対策を講じ、新たな生活様式に沿った旅行スタイルの実証事業を行うものとして1,496万円を計上しております。

次に、9款2項小学校費から4項幼稚園費まで、消毒液や体温計などの保健衛生用品の購入、空気清浄機や網戸の設置など、換気対策等学校や幼稚園における感染症対策に係る経費について国の助成が行われるもので、それぞれ所要額を計上しております。

次に、6から7ページをお開き願います。10款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、7月の梅雨前線豪雨で被災しました農地及び農業用施設で、国庫補助対象40地区、市単独事業71地区の災害復旧事業費1億1,881万円を増額しております。

同じく、10款2項1目公共土木施設災害復旧費は、道路・河川等国庫補助対象16か所、市単独事業11か所の災害復旧事業費をそれぞれ計上しております。

そのほか、主要事業の詳細につきましては、資料3に記載のとおりでございます。

以上で、議案第55号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第56号から議案第58号まで、続けて説明をさせていただきます。

初めに、議案第56号令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ115万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億3,194万9,000円とします。第2項につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、事項別明細書を記載いたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入につきましては、4款1項1目保険給付費等交付金77万円を追加、6款1項1目職員給与費等繰入金290万2,000円を減額、7款1項1目その他繰越金97万6,000円を追加いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出の1款1項1目一般管理費につきましては、人事異動による人件費の補正総額290万2,000円を減額し、5款2項1目特定健診等事業費につきましては、会計年度任用職員1名分の人件費総額77万円を追加いたしております。

また、8款1項6目特定健診等負担金償還金につきましては、過年度分の精算返還金97万6,000円を追加いたしております。

これで、議案第56号の説明を終わります。

続きまして、議案第57号令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,286万1,000円とします。第2項につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、事項別明細を記載いたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入につきましては、7款1項1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金108万4,000円を追加いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出の1款1項1目一般管理費の委託料につきましては、平成30年度税制改正に伴いますシステム改修事業としまして108万4,000円を追加いたしております。

これで、議案第57号の説明を終わります。

続きまして、議案第58号令和2年度吉野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

令和2年度吉野市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,302万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,512万6,000円とします。第2項につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細を記載いたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございますが、1款1項1目第1号被保険者保険料並びに3款2項2目及び3目、4款1項2目、5款1項2目及び3目地域支援事業交付金、7款1項1目一般会計繰入金につきましては、今回の人件費の補正に伴い、総額844万2,000円を減額いたしております。

また、3款2項5目介護保険保険者努力支援交付金412万3,000円、8款1項1目繰越金1,734万3,000円をそれぞれ追加いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出の3款2項1目一般介護予防事業費につきましては、人事異動に伴う人件費及び委託料の補正でございます。

委託料の補正につきましては、本年度の新規事業であります高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施に向けた分析業務委託事業を追加いたしております。

12ページ、13ページをお開き願います。6款1項2目償還金につきましては、国、県並びに支払基金からの過年度交付金の精算返還金総額1,734万3,000円を追加いたしております。

以上で、議案第56号から議案第58号までの説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第59号令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,991万7,000円とします。2項は記載のとおりです。本日の提出でございます。

8ページをお願いします。2、歳入ですが、5款一般会計繰入金を98万2,000円減額しております。

10ページをお願いいたします。3、歳出ですが、人事異動に伴う人件費の補正及び1款2項施設整備費において、公共下水道の事業計画の変更のため、計画策定業務の委託を予定しておりましたが、工事期間等軽微な変更では計画策定まで必要ないことが判明したため、委託料を減額するとともに、2款漁業集落排水整備事業費、2項施設管理費で195万1,000円の増額補正を行っております。これは、漁業集落排水整備事業の恵美須地区、瀬戸・芦辺地区の設備・修理などに必要な経費でございます。

以上で、議案第59号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第60号令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,343万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,700万4,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページは、歳入歳出予算補正事項別明細書の総括を記載しております。

8ページ、9ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。

4款繰越金1項繰越金に前年度繰越金として1,343万円を増額補正いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。

1款総務費1項1目一般管理費に1,343万円を増額補正いたしております。

主な内容については、前年度繰越金を財源として、消耗品費、修繕料、農業機械銀行負担金、これは農業機械銀行振興会職員への人件費等運営に係る負担金を増額補正いたしております。

以上で、議案第60号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 認定第1号令和元年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

令和元年度各会計決算書一般会計の1ページをお開き願います。令和元年度壱岐市一般会計歳入歳出決算書、歳入合計264億7,502万3,476円、歳出合計257億1,647万351円、歳入歳出差引残額7億5,855万3,125円となっております。決算内容につきましては、2ページ以降に記載しております。

次に、110ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。3、歳入歳出差引額が7億5,855万3,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源として（2）繰越明許費繰越額が2億797万9,000円、（3）事故繰越繰越額が1億1,735万3,000円、これを差し引いた5、実質収支額は4億3,322万1,000円となっております。

次に、各会計決算書つづりの最後に、財産に関する調書を記載しております。財産に関する調書は、令和2年3月31日で決算を行っております。1から4ページに公有財産、5から6ページに物品、7ページに債権及び基金について、それぞれ令和元年度中の増減を記載しております。

7ページをお開き願います。4、基金中、一般会計分の決算年度末現在高につきましては、令和2年3月末での現在高が91億4,854万5,000円で、前年より6億5,822万5,000円の減となっております。

定額運用基金の運用状況につきましては、8ページに記載のとおりでございます。

令和元年度の決算状況につきましては、歳入では普通交付税の段階的縮減による特例措置が終了し、一本算定による交付となったことなどにより、対前年度比3.3%、交付額で約3億3,700万円の減となりましたが、芦辺中学校校舎改築工事や葬祭場建設工事など、前年度からの繰越事業に係る地方債借入額の増などにより、歳入総額といたしましては、対前年度比

0.9%、約2億4,400万円の減となっております。

歳出では、ケーブルテレビ施設の指定管理者変更に伴う物件費の増があったものの、人件費におきまして退職手当組合負担金の見直しによる減などもあったため、歳出総額といたしましては、対前年度比0.4%、約1億500万円の減となっております。

そのほか、主な事業の内容につきましては、資料4の各会計決算概要の7ページ以降に、令和元年度における主要施策の成果説明書に記載のとおりでございます。

以上で、令和元年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 認定第2号から第4号までを続けて御説明をさせていただきます。

初めに、認定第2号令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

国民健康保険事業特別会計決算書の1ページをお開き願います。国民健康保険事業勘定につきましては、歳入合計39億534万6,937円、歳出合計38億6,724万4,706円、歳入歳出差引残額3,810万2,231円、診療施設勘定は歳入合計9,753万5,385円、歳出合計9,753万5,385円、歳入歳出差引不足額ゼロ円でございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入につきましては、1款1項における国民健康保険税の状況は記載のとおりであり、現年度分収納率は、医療給付分、後期高齢者医療支援分、介護納付金分を合わせまして94.34%であり、昨年度と比較し0.42%のマイナスとなっております。

また、滞納繰越分につきましては、収納率13.29%であり、収納未済額は2億3,687万1,632円であります。

8ページ、9ページをお開き願います。6款1項一般会計繰入金につきましては、本年度も法定繰入のみを行っております。

16ページ、17ページをお開き願います。歳出は、2款保険給付費の支出済合計額は26億9,551万8,402円あります。昨年度と比較し1億2,982万4,570円のマイナスと

なっております。4項の出産育児諸費につきましては18件、5項の葬祭諸費につきましては55件の給付実績となっております。

24ページをお開き願います。実質収支につきましては記載のとおりでございます。

30ページ以降は、直営診療所施設勘定の歳入歳出決算事項別明細で、勝本並びに湯本診療所に係るものでございます。

これで、認定第2号につきまして説明を終わります。

続きまして、認定第3号令和元年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

後期高齢者医療事業特別会計決算書の1ページをお開き願います。歳入合計3億3,703万8,964円、歳出合計3億3,412万4,814円、歳入歳出差引残額291万4,150円となっております。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入につきましては、1款1項における後期高齢者医療保険料の状況は記載のとおりであり、現年度分の収納率は99.36%であり、昨年度と比較し0.58%のプラスとなっております。また、滞納繰越分におきましては27.93%の収納率であり、収納未済額は456万191円であります。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございますが、2款広域連合納付金3億3,085万3,462円の内訳につきましては、保険料分が2億5万3,217円、保険基盤安定分1億1,711万5,030円、共通経費負担分1,368万5,215円となっております。

以上で、認定第3号につきまして説明を終わります。

続きまして、認定第4号令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。介護保険事業につきましては、歳入合計35億7,065万8,213円、歳出合計35億2,469万3,497円、歳入歳出差引残額4,596万4,716円、介護サービス事業勘定は、歳入合計6,389万2,312円、歳出合計3,733万2,177円、歳入歳出差引残額2,656万135円となっております。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入につき

ましては、1款1項における介護保険料の状況は記載のとおりでございます。現年度分収納率は99.07%であり、昨年度と比較し0.16%のプラスとなっております。また、滞納繰越分におきましては、6.13%の収納率であり、収納未済額は4,628万3,672円でございます。

14ページ、15ページをお開き願います。歳出でございますが、2款介護給付費の支出済額は32億764万9,951円であり、要介護認定者の増加により、昨年度と比較し1億585万5,175円の増加となっております。

26ページ、27ページをお開き願います。介護サービス事業勘定でございます。歳入につきましては、地域包括支援センターの設置による要支援者及び総合事業利用者の介護予防支援サービスプラン作成による収入でございます。

28ページ、29ページをお開き願います。歳出は、1款、2款、いずれもセンターの嘱託及び臨時職員の人件費をはじめとする費用でございます。

以上で、認定第2号から認定第4号までの説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 認定第5号令和元年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

令和元年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページ目をお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計3億5,044万5,828円、歳出合計3億5,037万488円、歳入歳出差引残額は7万5,340円となっております。

2ページをお開き願います。歳入を記載しております。予算現額の合計が3億6,163万1,760円に対し、収入済額の合計が3億5,045万5,828円となっております。

次に、4ページをお開き願います。歳出を記載しております。予算現額が3億6,163万1,760円に対し、支出済額が3億5,037万488円となっております。

次に、6から7ページをお開き願います。決算の事項別明細書の歳入でございます。2款の使用料及び手数料で、1目の下水道使用料としまして、調定額が6,508万8,640円、収入済額が6,261万1,340円です。その内訳としまして、現年度分調定額が6,336万5,570円、収入済額が6,234万6,160円、滞納繰越分調定額が163万8,270円に対し、収入済額が18万380円となっております。収納率で申しますと、現年度分が98.39%

となり、昨年度より0.39%減少しております。滞納分は11.01%となり、昨年度より8.64%減少しております。徴収対策の強化に努めてまいります。

10から17ページには、事項別明細書の歳出について1款から3款までを記載しております。

18ページには、実質収支に関する調書であります。歳入歳出差し引きまして、実質収支額は7万6,000円でございます。

以上で、認定第5号の説明を終わります。御審議いただき、認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 認定第6号令和元年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

令和元年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお願いいたします。歳入合計でございますが1億1,044万5,551円、歳出合計は歳入と同額でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入でございますが、予算現額は1億1,652万1,000円、収入済額は1億1,044万5,551円でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出でございますが、予算現額は1億1,652万1,000円、支出済額は1億1,044万5,551円でございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。歳入歳出決算の事項別明細書でございます。1款の使用料及び手数料でございますが、収入済額2,100万6,770円となっております。

令和元年度の乗船者数などでございますが、乗船客が4万6,482人、また、車両が1,170台で、平成30年度に対しまして乗船客は4,216人の減、車両は279台の減でございます。

主な理由でございますが、過年度と比較して三島における公共事業の減少に伴い、乗船客数及び自動車航送台数とも減少し、減収となっております。

2款の国庫支出金でございますが、予算現額の4,823万2,000円に対し、収入済額が4,828万3円となっております。国庫補助金の算定に当たっては、補助対象経費を、その2分の1が補助されておりまして、標準的な事業経費等を前提とした事前算定方式となっております。

3款県支出金でございますが、予算現額1,414万5,000円に対し、収入済額1,274万6,013円で、139万8,987円の減となっております。県補助金の算定に当たっては、実績収支差見込額から国の補助金を控除した2分の1の額となります。

次に、令和元年度の繰入金は、予算現額3,192万5,000円に対し、収入済額が2,838万4,682円となっております、354万318円の減となっております。

歳出につきましては、8ページから9ページに記載しております。1款運航費1項運航管理費1目一般管理費、13節の委託料163万249円でございますが、これは、主に乗船券等販売委託料及び待合所施設管理業務等の費用でございます。2目業務管理費の11節需用費3,274万2,326円の内訳で、主なものは燃料費1,133万3,596円、修繕料2,072万4,786円です。燃料費は、年間約15万リットルの消費量に対する費用でございます。

10ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出いずれも1億1,044万6,000円となっております、歳入歳出差引額はゼロ円となります。

以上で、認定第6号令和元年度老岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時17分といたします。

午後2時08分休憩

.....

午後2時17分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 認定第7号令和元年度老岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

令和元年度老岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。

歳入歳出決算書でございます。歳入合計1億4,201万4,638円、歳出合計1億2,858万4,275円、歳入歳出差引残額1,343万363円でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

歳入でございますが、予算現額は1億4,578万1,000円に対しまして、収入済額は1億4,201万4,638円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。

歳出でございますが、予算現額は1億4,578万1,000円に對しまして、支出済額は1億2,858万4,275円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入歳出決算事項別明細書でございます。まず、歳入でございますが、1款使用料及び手数料1項1目使用料、調定額6,021万2,146円に對しまして、収入済額6,005万5,688円であり、収入未済額は15万6,458円でございます。収納率で申しますと99.74%でございます。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金については、一般会計から195万9,000円の繰入れを行っております。また、2項1目減価償却基金繰入金については、トラクター等購入のため、714万9,720円を基金から取崩しを行っております。

4款繰越金については、2,344万3,847円で、平成30年度の決算残額を繰越金として収入といたしております。

5款諸収入2項1目雑入21万9,005円につきましては、労働保険料の個人負担分14万9,981円、コイン式洗淨機利用料の3万5,700円等でございます。また、2項1目受託事業収入は4,918万7,378円になっており、収入合計1億4,201万4,638円でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

次に、歳出でございますが、1款総務費1項1目一般管理費は1億2,074万1,275円、2款基金積立金1項1目減価償却基金積立金として、784万3,000円の積立てを行っております。支出合計としましては、1億2,858万4,275円でございます。

次に、10ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引きしまして、実質収支額は1,343万1,000円でございます。

以上、認定第7号についての説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 認定第8号令和元年度老岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明を申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項及び第32条第3項の規定に基づき、令和元年度老岐市水道事

業会計決算に伴う剰余金を別紙剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて令和元年度壱岐市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算報告書の2から3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出についてですが、第1款の水道事業収益としまして、予算額が8億7,331万9,000円に対し、決算額が8億6,680万7,050円となっております。

次に、支出ですが、第1款の水道事業費用の予算額が8億5,422万8,000円に対し、決算額が8億2,098万8,959円となっております。

4から5ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございます。第1款の資本的収入としまして、予算額1億9,532万9,000円に対しまして、決算額が1億8,351万5,571円となっております。

次に、資本的支出としまして、予算額が3億6,051万1,000円に対しまして、決算額が3億3,618万1,261円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,266万5,690円は、当年度消費税資本的収支調整額1,180万7,575円、過年度分損益勘定留保資金1億4,085万8,115円で補填をしております。

続きまして、6ページをお開き願います。

損益計算書です。営業収益が5億771万9,281円、営業費用が7億4,223万8,174円、営業損失が2億3,451万8,893円、営業外収益が3億1,871万5,720円、営業外費用が4,984万2,001円、経常利益は3,435万4,826円で、当年度純利益は3,435万4,826円となり、当年度未処分利益剰余金は3,435万4,826円でございます。この処分について、3,400万円を利益積立金へ、残りの35万4,826円を繰越利益剰余金に充てることとしています。

8ページから9ページは剰余金計算書、10ページには剰余金処分計算書（案）、12から13ページには貸借対照表、15ページからは事業報告書等を記載しております。

平成29年度より簡易水道事業を統合したことにより、収益的費用及び資本的費用がともに増加し、特に企業債の元利償還金が大きな負担となっており、一般会計からの繰入金なしでは経営が成り立たない状況であり、昨年度策定したアセットマネジメントに基づき、計画的に、老朽化に伴う各施設の年次的更新を図っていきます。

水道料金の収納率は、現年度分が96.49%となり、前年度より0.83%減少しております。また、滞納分については、12.31%で前年度より2.01%減少となりました。引き続き徴収対策の強化に努めてまいります。

以上で、認定第8号について説明を終わります。御審議いただき、認定いただきますようよろしく願いをいたします。

[建設部長（増田 誠君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりましたので、監査委員より財政健全化判断比率及び資金不足比率審査と決算審査の報告を求めます。吉田代表監査委員。

[代表監査委員（吉田 泰夫君） 登壇]

○代表監査委員（吉田 泰夫君） それでは、決算審査の報告をいたします。

令和元年度壱岐市各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに資金運用状況調書及び公営企業会計財政健全化判断比率及び資金不足比率について、市長より提出を受けました決算書類に基づき、地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令等に定める事項により、また、今回改正をいたしました壱岐市監査基準、全国都市監査基準に準拠し、また、例月出納検査、定期監査の結果も勘案し、審査を行いました。その結果については、本日提出しています各監査意見書により報告をいたします。

なお、意見書の数値などにつきましては、各決算統計資料、各決算書類により、また審査の内容、対象など併せて記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。なお、報告につきましては、本日の議事日程の順で行いたいと思います。

まず初めに、報告第15号令和元年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率について、資料の後に添付しております意見書の3ページをお開きを願いたいと思います。

第6の監査意見でございます。審査に付されました財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる書類は、正確に作成され、健全化判断比率及び資金不足比率いずれも適正に作成されておると認められます。

2、健全化判断比率及び資金不足比率いずれも健全化の範囲内ではありますが、先ほどの説明のように、普通交付税等合併算定替えの措置終了等の内容により一本化となりまして、今後は合併特例債等の償還等により実質公債費比率及び将来負担比率の悪化が懸念をされると思われ

ます。

以上でございます。

次に、認定第1号から第7号までの令和元年度壱岐市一般会計及び特別会計歳入歳出の決算について、資料の後につけております意見書の49ページをお開き願いたいと思います。

第6、審査意見。審査に付されました各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び資金運用状況調書は、法令等に定められました内容に準拠して決算数値に基づき作成されており、適正に表示しているものと認められます。

なお、次のとおり、事務管理につきまして改善を要する事項が見受けられましたので、整理に努めていただきたいと思います。

1、歳出予算の執行について。予算の全額未計上及び一部計上不足により、流用処理で対応しているものが見受けられましたので、今後、予算編成での慎重な対応、執行段階での予算の確認等を確実に行っていただきたいと思います。

2、建設工事で大幅な工事の遅延及び事故繰越並びに農地災害復旧工事の廃工4件が見受けられましたので、定期的な検査等により、また、維持管理が適切に行われたか、現状に応じた適正な査定設計が行われたか等、問題点を検証し、今後このような事例が発生しないように努めていただきたいと思います。

3、未収債権の中には、長期にわたり延滞しているもの等があるので、金額の多寡、延滞期間あるいは入金状況等の調査により債権分類を行い、状況に応じた回収計画を立てて、整理に努める必要があります。

現在、債権管理班という班を設けて、鋭意取り組みを行われておりますけれども、ここでいいます法令上の分類と、私がここで述べている分類と若干違いまして、個人の債務内容に応じてどのように対処するかということ进行分类していただきたいと思いますというのが趣旨でございます。

(1) 財産に関する調書の中で、債権について、災害援護資金貸付金、高等学校奨学金貸付金の長期延滞となっておりますので、回収に努めていただきたい。

(2) 基金運用状況調書の中で、災害資金貸付金でございますけれども、回収不能債権となり、35万円の基金の積立てが発生しておりますので、今後このようなことが起こらないように努めていただきたいと思います。

(3) 未収金につきまして、収入未済額が5億8,734万8,000円であります。前年度より減少はしておりますけれども、債権の処理等も含む内容でございますので、今後、十分、先ほどの対策とともに健全な債権にしていいただければと思います。

4、財政面については、現状の社会情勢、財務比率及び健全化比率等から見て、厳しい財政状況が予想されますので、なお一層の財政の健全化等に取り組む必要があると思われまます。財務比率等につきましては、種々いろいろ説明がございましたように掲げておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、最後になりますけれども、認定第8号令和元年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算について、資料の後につけております3ページをお目通し願いたいと思います。

第6、審査意見。1、審査に付された決算報告書、財務諸表及び決算附属書類は、法令等及び公営企業会計の原則に従って適正に表示されているものと認められます。

2、壱岐市水道事業のアセットマネジメントが策定されております。先ほども説明の中にあり

ましたように、資産、財政収支等の改善方策が示されておりますので、計画に従って順次取り組むことにより、事業運営が健全なものになるよう努めていただきたいと思います。

3、水道料金の未収につきましては、特に回収整理の方策として、島外転出者及び長期にわたり入金がないもの等を分類し、整理に努めていただきたいと思います。さらに債権の健全化を図っていただきたいと思います。

なお、高額な方が数名おられますので、このような方についても十分な対策を取られる必要があろうかと思われまます。

以上で、報告を終わります。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 降壇〕

---

### 日程第3 1. 要請第1号～日程第3 2. 要望第1号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第3 1、要請第1号及び日程第3 2、要望第1号の2件を議題といたします。

ただいま上程いたしました要請第1号及び要望第1号につきましては、タブレットに配信いたしておりますので、説明に代えさせていただきます。

---

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月14日月曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時37分散会

---